

任意組合等の清算が終了した旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出した任意組合等が解散し、かつ、その清算が終了した場合に、当該清算に係る清算人が、当該任意組合等に係る業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に提出します（令70の14④）。

2 提出時期等

この届出書は、任意組合等が解散し、かつ、その清算が終了した場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

- (1) 任意組合等の清算人が国外事業者の場合、「氏名又は名称」欄及び「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (2) 「清算終了年月日」欄には、当該任意組合等の清算が終了した年月日を記載します。
- (3) 「任意組合等に係る業務執行組合員」欄には、届出者が任意組合等の業務執行組合員でない場合に記載します。
- (4) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。